国際古代法史学会（SIHDA）第 77 回大阪大会参加記

塚原義央

2024 年 9 月 23～28 日の期間、大阪において国際古代法史学会（SIHDA）が開催された。例年ヨーロッパで開催されることが多い SIHDA が初めて東アジアで、しかも日本において開催されたことはわが国の法制史研究の歴史においても非常に意義深いことであったと思われる。筆者もローマ法を研究する身としていつかは SIHDA に参加してみたいと思っていたが、期せずして国内において初参加を果たすことが出来た。期間中の運営はもちろん、準備期間を含めて開催校の大阪大学及びオーガナイザーの林智良氏を中心とした運営サイドは相当の労力を割かれたであろうことは想像に難くない。このような大きなご尽力のおかげで筆者を含めた参加者は、研究大会はもちろん食事会やミニイベントを通して普段は著作や論文を通してしか見たことがない海外の研究者たちと親交を深めることができた。筆者も本大会初参加で研究報告もやらせていただいたが、計 5 日間にわたる大会の様子を詳細に紹介することは筆者の能力上、不可能であるが、大会の一端を紹介できればと思う。

九月下旬にもかかわらず大阪は暑い日が続いたが、それでも朝や夕方になれば涼しくなり過ごしやすかったことを覚えている。会場となった大阪大学中之島センターは淀川の支流である土佐堀川の真ん中にあり、オフィス街も近い都会の真ん中に位置する非常にアクセスの良い場所であった。海外からの参加者も特に家族連れは大阪中心部が近いこともあり、良い立地であったのではないかと思われる。五日間の個別報告は 100 以上にのぼり、ギリシア・ローマを

はじめとした古代のみならず、中世以降の論題に関わるものもあり対象とする時代を越えた法制史研究の交流の場になっていた。筆者自身も古代法の研究者はもちろん、中世や近代を対象とする海外の研究者と知り合えたことは大きな収穫であった。使用言語が英語・フランス語を中心とするヨーロッパ言語ということでドイツ語やスペイン語でやりとりする参加者もいれば、筆者のようにイタリア語で会話する参加者ももちろんいる。英語が苦手な筆者としては留学経験もあるイタリア語で報告までできたことは非常に心強かった。多様な言語での参加形態を許容する学会の在り方も、SIHDA が発展してきた一因であろう。国内の法制史をはじめとした史学系の学会に参加してもよくあることだが、ラテン語のタームを使って直接やりとりが出来る様子は、ヨーロッパの共通言語としてラテン語が機能してきたことを実感させてくれた。

今回の大阪大会で SIHDA の開催は 77 回目を迎えるが、海外、特にヨーロッパから距離がある日本での開催にかかわらず 100 以上の個別報告がなされたのは筆者にとって驚きであった。今大会の主催者の方々の念入りな準備はもちろんであるが、参加者が SIHDA に強い関心を持っている証左であろう。また今大会を機に初めて日本を訪れた参加者も多かったと推測する。お好み焼きをはじめとした日本の伝統料理や着物や浄瑠璃といった伝統文化に触れる機会も設けられ、初めて触れる日本の文化に参加者は大きな感動を覚えていた。参加者の多くがこれを機にまた日本を訪れることを期待してやまない。

今大会のテーマは「法 IUS/法律 LEX」と題し、初日の開会式では大久保建晴氏、西村重雄氏、小川拓郎氏による基調講演が行われ

た。大久保健晴氏は「近代日本における国民国家形成へのローマ法研究の影響 The Influence of Roman Law Studies on Building a Nation-State in Modern Japan」と題して講演を行った。近代日本の黎明期におけるローマ法研究受容の意義から説き起こし、林智良氏による先行研究にも触れながら政治思想史や当時の学問の世界的潮流について紹介し、17－18 世紀における日本のヨーロッパ研究は法学の研究であり、日本が海外の学問と接触する中で特に小野梓が近代日本においてローマ法研究に開拓的な知的貢献を果たしたとする。彼の著作である『羅馬律要』の分析を通じて日本における洋学研究の始まりから説き起こし、ローマ法との接触が西洋法伝統のルーツの研究へとつながり、近代日本における自治についての新しい政治文化を創出することに努めたとする。小野のローマ法研究への取り組み、特に J.E.Goudsmit の『パンデクテン体系 Pandekten-systeem』を翻訳し『羅馬律要』へとつなげる中で、小野自身が単に翻訳ではなく注釈を付した「纂訳」であることを明記し、「平民 plebs」や「市民法 ius civile」といったワードに着目しながらローマ共和政における市民権の起源を分析する中で、近代日本における市民権の在り方を模索していった様子が明らかにされた。穂積八束も日本の家制度と古代ローマのそれとの共通性を指摘し、日本における家長的法制度を破壊するものとしての個人の平等権や自由にもとづきながら、当時の法制度を批判していたことが指摘された。19 世紀後半の日本のような非西欧世界におけるローマ法研究導入への過程が明らかにされたのみならず、黒船来航や明治政府による法典編纂への取り組みも紹介され、海外の研究者たちは法史を含めた近代日本史を知ることができる講演だったのではないかと思われる。

西村重雄氏による講演では「なぜ、学説彙纂になお新しいことが見いだされるのか？－D.42,8,21 スカエウォラ法文への短い注釈 Warum findet man noch “etwas Neues” in den Digesten ? - eine kurze Bemerkungen zu Scaev.D.42,8,21」と題してローマ法研究の基礎となる学説彙纂法文の解析を中心に、近現代の先行研究のみならず中世の注釈学派や人文主義法学者の見解も参照しつつ、同法文についての新しい解釈の可能性を示唆した。小川拓郎氏による講演では Ostia 遺跡の調査に基づく VR を用いた遺跡の再現が披露された。調査結果にもとづき遺跡を立体的に再現し、VR 機能を使って遺跡を散策できるというものであった。会場では実際に学生スタッフが VR 装置を使ってデモンストレーションを見せてくれたが、日本にいながらヨーロッパの遺跡を散策でき、これからポンペイをはじめとしたイタリア国内の遺跡のみならず、ヨーロッパやアフリカの遺跡への展開も期待したい。このようなプロジェクトが進展すれば法制史や歴史学と考古学との協同もさらに進むであろう。私自身も大学で教育に携わる身として、このような VR 体験が授業の中で可能になれば、国内ではできないヨーロッパをはじめとした海外の遺跡散策を体験することができ、映像資料でしか見れなかったものについてより立体的なイメージを得ることができるのではないかと期待する。

個別報告はほとんどが 1 セッションにつき 3〜5 つのパラレルセクションで、90 分区切りで行われた。1 セクションにつき 3 名の報告者が配置され、1 人当たり 20 分の報告と 10 分の質疑応答があった。各セクションが英語、フランス語、ドイツ語といった言語を基準に区切られ、報告テーマはもちろん、参加者の使用言語に合わせ

て参加できるのもありがたかった。前述のように古代法に限らず、中世以降の時代を対象とする研究者も多く参加し、古代法以外のテーマを扱う報告も多く見られた。母国開催ということもあり、日本からも多くの報告者があった。筆者も学部生時代のイタリア留学経験の記憶をたよりに拙いイタリア語で研究報告を行ったが、司会を Ferrara 大学の Silvia Schiavo 氏に務めてもらい、報告に対して参加者も真摯に耳を傾けてくれた。同じセクションで報告した報告者ともつながることができ、このような形でつながりを作れることが SIHDA の一つの醍醐味なのかもしれないと思った。

個別報告のどれも興味深いものばかりであったが、個人的には、ローマ大学の A. Saccoccio 氏による「言葉を翻訳する、概念を伝える―学説彙纂をイタリア語に翻訳することの諸問題 Tradurre parole, veicolare concetti : problemi della traduzione in italiano dei Digesta di Giustiniano」が興味深かった。前述のように筆者自身が学部生時代にイタリアへ留学した経験もあり、大学院生の時代から学説彙纂を翻訳する際には英語やドイツ語と並んでイタリア語の翻訳を参照することが多かった。イタリア語はラテン語を母語とするロマンス語の一つでありラテン語とも似通った単語が多いが、両者とも関係性の深い言語であるがゆえに翻訳する際の困難が伴うことがある様子を伝えてくれるものであった。例えばイタリア語 pupillo は一般に「誰かのお気に入り」を示すものであるが、元のラテン語 *pupillus* はローマ法用語において自権者未満、すなわち家父の権力下にはないが後見に服す未成熟者という意味で用いる必要があることや、停止条件付で解放された奴隷をラテン語で候補自由人 *statuliber* というが、イタリア語辞典には適当な訳語が見出され

ないため、読者の誤解を避けるためにも辞典にはない直訳の statulibero とい翻訳を採用したなどの例が紹介されていた。翻訳だけでは知りえない舞台裏の苦労を聞くことができ、古代ローマの祖国イタリアでもラテン語を翻訳するのは大変な作業であると再認識できた。

5 日間（エクスカーションも含めると 6 日間）の内容、特に各人の研究報告の内容を細かに伝えることができなかったが、全体として温かな雰囲気に包まれながらたくさんの研究者と交流できたという感想を持った。筆者も初参加ながら報告をさせていただいたが、拙い報告に真摯に耳を傾けまた忌憚なき質問をしていただいたことがありがたかった。また食事会の際には妻と一歳の娘も参加したが、多くの参加者が妻を歓迎し、娘をかわいがってくれたことが家族参加の身としてはありがたかった。このような形での参加を許してくれた主催者に感謝するとともに、家族がつないでくれた縁に改めて感謝したい。今後の大会でも家族参加可は継続されると思われるが、これから参加を検討する方は家族参加も検討してみてはいかがだろうか。